

議案第6号

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月8日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例

佐倉市都市計画税条例（昭和33年佐倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第18項を附則第19項とし、附則第17項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に、「附則第13項から第15項まで」を「附則第14項から第16項まで」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第18項とし、附則第12項から附則第16項までを1項ずつ繰り下げ、附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とし、附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とし、附則第6項から附則第8項までを1項ずつ繰り下げ、附則第5項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

6 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。